

令和3年3月1日

組合員・利用者の皆さまへ

セレサ川崎農業協同組合
代表理事組合長 原 修一

不祥事件に関する追加報告について
(令和2年11月6日公表、元職員による業務上横領事件)

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要項目の一つとして、さまざまな事業活動・取り組みを行ってまいりましたが、昨年、不祥事件が発覚し、被害に遭われたお客さまをはじめ組合員・利用者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなりました。改めて心から深くお詫び申し上げます。

不祥事件発覚後、内部調査を実施するとともに、類似案件調査としてお客さまとの面談ならびに郵送により、渉外担当者の業務遂行に関する確認調査を実施した結果、本不祥事件の被害金額は公表時点の累計2,010万円(実被害額990万円)であり、その他の被害は確認されませんでした。

本不祥事件にかかる役員責任については、弁護士などの第三者を交えた役員責任調査委員会による答申に基づき、代表理事組合長以下、全常勤役員について道義的責任として月額報酬の5%~10%を1カ月分自主返上いたしました。

当組合では不祥事件再発防止策について、農林中央金庫等関係機関の指導の下、協議を重ね、今般「不祥事再発防止策兼整備計画」を策定いたしました。今後、内部管理態勢の一層の充実・強化とコンプライアンス遵守の徹底による再発防止に取り組みます。

その一つとして、渉外活動における集金業務について見直し、定期積金や共済掛金等の一部集金業務を原則廃止させていただきました。お客さまには自動振替への変更等ご協力をお願いすることとなりましたが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

このたびの不祥事件の発生を重く受け止め、今後、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に向けて役職員一体となって取り組んでまいります。

以上